

当院が子育て企業認定（くるみん）を取得した  
記事が掲載されました！！

平成24年2月1日 京都労基 2月号 No.658 (1)

# 京都労基 2012 2月

No.658

## 「労働災害防止に関する緊急会議」を開催

京都労働局

京都府内における平成23年の休業4日以上の特種災害は、平成23年12月末現在において企業数で2,349人と対前年同月比で11.3%の大増となったと見られます。

職場でみた場合、路上建物倒壊、小児死、社会福祉施設等において増加率が高くなっており、事故の型別では、転倒災害、動作の反動・振動・衝撃型（腰痛等）、交通事故による災害の増加率が高くなっています。

全国の平成23年12月末現在の休業4日以上の特種災害は、対前年同月比で2%の増加となっており、京都府下の労働災害増加率はその半程度となっています。

また、「第11回労働災害防止推進計画（平成20年度～平成24年度）」では、死者数を減少目標として「死者数を15%以上減少させること」としており、最終年を過ぎ、目標達成に向けた取組の推進の必要が与えられています。

このような状況から、平成24年労働災害防止対策を安全衛生行政の最重点課題とし、労働災害の減少を図ることを目的に、労働災害防止関係、労働災害増加種別関係等関係機関を組織し、平成24年1月20日、京都労働局（局長：小島誠光）に、「労働災害防止に関する緊急会議」を開催しました。

会議の模様で、三輪税関労働基準課長は「労働災害減少に向け、産業界全体で労働災害防止への取組強化と府下事業場に対し労働災害防止対策を徹底していただくよう」呼びかけました。

さらに、労働災害の増加している業種について、取り組んでいただくべき重点対策の提示と対策が止り効果的・効率的なものとなるよう意見交換を行い、府下事業場への周知と対策の徹底を要請しました。

この会議を通じ、今後展開される労働災害防止対策が労働災害の増加傾向に歯止めを掛け大幅な労働災害減少となることを期し、会議を終えました。




**もくじ**

「労働災害防止に関する緊急会議」を開催	1	労働関係者の呼び、労務管理で！	10
労働災害の減少に向けて取組の推進を！	2	平成24年度 労務・安全推進企業表彰～	11
労働災害の増加に懸念した重点対策を！	3	「くるみん」	11
労働災害防止対策の徹底を！	4	医療法人社団恵心会が	12
京都府内の労働災害発生状況	5	子育て法の認定を取得しました	12
安全対策部、新年互気会開催	6	シフト 人の出来	13
企業事例① 応募者の勤務状況調査で課題	7	夜間、夜勤 認知労働基準等関係者会	13
新規採用者以上に注意していますか？	8	労務講習会開催のお知らせ	14

(12) 平成24年2月1日 京都労基 2月号 No.658

## 医療法人社団恵心会が 次世代法の認定を取得しました

～「くるみん」がいる会社は働く人の子育てをサポートしています～

京都労働局雇用均等室

「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代法」）は、次代の社会を担う全ての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。厚生労働省では、次世代法に基づいて「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成する等一定の基準を満たした事業主を認定しています。

この認定企業は、認定マーク（下掲、愛称：くるみん）を広告や商品、ホームページ等で表示することができ、「子育てサポート企業」として広くアピールすることが可能です。

今後、京都労働局では、医療法人社団恵心会を新たに認定し、管内の認定企業数は、28社になりました。

なお、次世代法では、101人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備について「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ることが義務付けられています。

### 医療法人社団恵心会の取組

■所在地 京都府  
■業種 医療業  
■労働者数 362人（男性113人、女性249人）  
■計画期間 平成21年6月1日～平成23年5月31日

■行動計画

1 保母科を利用している子どもを対象とし、たばこ禁煙を導入する。	1 平成21年12月より、禁煙制度の運用を開始した。 要に、平成22年5月にアンケートを行い、同年6月より、禁煙利用について自給の月曜日～金曜日に土曜日も追加。よりの勤務のニーズに沿った制度に改善した。
2 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準にする。 (1) 女性職員：取得率70%にすること。 (2) 男性職員：計画期間中に1名以上取得すること。	2 (1) 女性職員：取得率94% (計画期間内に出生した女性19名、うち育児した女性17名) (2) 男性職員：1名取得した。 (取得期間：平成23年5月25日～5月29日、取得日数3日)

■ 行動計画期間中の男性の育児休業等取得状況  
育児休業1名（高橋）

☆お問い合わせ先  
京都労働局雇用均等室 TEL 075-241-0504  
☆認定・認定企業名、一般事業主行動計画については  
京都労働局ホームページ <http://www.kyoto-labour.jp/>

記事全文

医療法人社団恵心会が次世代法の認定を取得しました  
～「くるみん」がいる会社は働く人の子育てをサポートしています～ 京都労働局雇用均等室

「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代法」）は、次代の社会を担う全ての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。厚生労働省では、次世代法に基づいて「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成する等一定の基準を満たした事業主を認定しています。

この認定企業は、認定マーク（下掲、愛称：くるみん）を広告や商品、ホームページ等で表示することができ、「子育てサポート企業」として広くアピールすることが可能です。

今後、京都労働局では、医療法人社団恵心会を新たに認定し、管内の認定企業数は28社になりました。なお、次世代法では、101人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備について「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ることが義務付けられています。